

平成29年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業
(承継コーディネーター) 公募要領

平成30年3月
大分県商工会連合会

平成29年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業 (承継コーディネーター) 公募要領

大分県商工会連合会では、平成29年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業の実施に当たり、その中心的な役割を担う「承継コーディネーター」を以下の要領で募集します。

I. 事業の目的

事業承継の円滑化のためには、早期・計画的な準備が不可欠であるため、中小企業経営者の意識喚起や適切な支援の提供を図っていく必要があります。同時に事業承継支援は、税務、法務、財務等、課題は多岐にわたることから、地域一帯となって支援をする必要があります。

そこで本事業においては、早期・計画的な事業承継準備に対する経営者の「気づき」を促すため事業承継診断を実施し、掘り起こされたニーズに対してきめ細かな支援を実施します。

本事業は、2つの工程からなり、前工程においては、平成29年度に実施した事業承継ネットワーク構築事業の円滑な運営であり、後工程においては、掘り起こされたニーズに対して地域の専門家が連携してより踏み込んだ事業承継支援を実施します。

II. 事業の内容

1. 事業実施地域及び支援対象者

事業実施地域は、原則として、本事業を実施する機関（以下「実施機関」という。）が所在する都道府県内とします。また、支援対象者は、原則として実施機関が所在する都道府県において事業を行う中小企業・小規模事業者等とします。

2. 業務の内容、実施方法

承継コーディネーターは、事業承継支援対策の重要性等も踏まえつつ、本事業の主旨に即した取組や体制構築に努めつつ、下記(1)～(6)の業務を行うこととします。

その際に、実施機関及び承継コーディネーターを補佐するブロックコーディネーターと相互に協力・連携しながら業務を行うこととします。なお業務の実施にあたっては、専門的知見や能力等を最大限に生かしながら取り組むとともに、実施機関と承継コーディネーターとの対話の機会を定期的に設け、情報や問題認識の共有に真摯に取り組むことで関係の深化を図ることとします。

(1) 事業承継支援戦略の策定

承継コーディネーターは、大分県のリーダーシップのもと、休廃業リスクデータ等を活用

して事業承継支援戦略（以下「戦略」という。）を策定し、その工程管理を行います。また、大分県が取り組む事業承継支援施策と連動したシームレスな支援を実施します。

（２）大分県事業承継ネットワーク連絡会議の運営及び情報共有

戦略等について大分県事業承継ネットワーク連絡会議（以下「連絡会議」という。）の構成員との情報共有を図るため、連絡会議の開催・運営を行います。

また、連絡会議の構成員に対し、プレ承継支援及び承継実行支援に係る支援ノウハウの教授を目的としたセミナーを開催します。

（３）中小企業者に対するセミナーの開催

中小企業者を対象とした意識喚起セミナーを開催します。

（４）工程管理

ブロックコーディネーターからの報告を受け、適切な指示を行うとともに、その業務進捗の管理を行います。また、事業承継診断の年間目標を達成するように進捗管理を行います。

（５）事業引継ぎ支援センターとの連携

事業引継ぎ支援センター内に事務局を設置し、同センターとの連携を図りながら事業承継支援や自治体への後継者人材バンクの制度構築に向けた事業を推進します。

（６）その他業務

実施機関が事業承継に係る支援能力の向上及び中小企業・小規模事業者支援等に必要と認める業務を実施します。

３． 契約条件等

採択後、実施機関と速やかに契約等を締結します。なお、活動を予定している都道府県において、実施機関が採択されなかった場合には、実施機関が決定するまで実施機関との契約締結が延期されることがあります。

報酬は、原則、月額 32,000 円（税込）とします。契約期間は、実施機関と全国事務局（株式会社パソナ）が委託契約を締結した日以降から、原則、平成 31 年 3 月 31 日までとします。また、Ⅲ. 2. ④に掲げる採択の取消事由のいずれかに該当すると認める場合には、実施機関は関連法令を遵守の上、当該契約等を解除することができ、かつ、Ⅲ. 2. ④に基づき採択が取り消される場合があります。

４． 事業目標・事業計画の設定

事務局は大分県や全国本部の指示を踏まえながら、事業目標・実施計画について、実施機

関と承継コーディネーターが協議を行わないながら、速やかに設定することとします。

Ⅲ. 応募資格及び応募に当たっての注意事項

1. 応募資格

ア) 次の能力を兼ね備えていること

- ①自らスキル向上や知識創造に励むこと。
- ②中小企業・小規模事業者及び外部関係者等の本質的な課題の把握に努めること。
- ③多様な課題に対応するためのチームを構築できること。

イ) いずれかの要件を満たすこと

- ①中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、技術士、その他公的資格を有する者
- ②会社等の管理者又は技術者等として10年以上の実務経験を有する者
- ③経営診断、販路開拓、商品開発等の中小企業者等支援に3年以上の経験を有する者、
または当該分野において相応の実績を有すると認められる者

2. 応募に当たっての注意事項

- ①応募申請書等の作成等に係る契約前の費用は、自己負担となります。
- ②本事業による支援によって得られた全ての成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属します。
- ③承継コーディネーターは、本事業により知り得た支援を受けた中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。
- ④承継コーディネーターが次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことができるものとします。
 - 一 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - 二 申請内容に虚偽があることが判明した場合
 - 三 国、実施機関又は全国本部に虚偽の報告をしたことが判明した場合
 - 四 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
 - 五 社会的信用を失墜する行為を行った場合
 - 六 心身に著しい障害があるため、承継コーディネーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
 - 七 その他、本事業の承継コーディネーターとして不適格と認める場合

Ⅳ. 承継コーディネーターの選定

1. 選定プロセス等

大分県商工会連合会において、承継コーディネーターの選定について提出された履歴書の書面審査を行い、書面審査通過者を面接した上で、承継コーディネーターを決定します。

2. 選定基準

承継コーディネーターの選定は、次の選定基準に基づいて行います。

- ①提出書類の内容が施策の意図と合致していること。
- ②実施地域の経済・産業事情や中小企業・小規模事業者の事業承継に関する課題、実施地域の支援体制・支援ニーズ の状況を的確に把握していること。
- ③事業の運営にあたり、本事業への熱意、優れたコミュニケーション能力等を有していること。
- ④中小企業・小規模事業者の経営課題の抽出や課題克服策など経営支援に関する優れた知識・経験・実績又は優れた能力・資質を有していること。
- ⑤中小企業・小規模事業者の事業承継に関する経営課題の克服を支援するため、適切に専門人材を活用する優れた経験・実績又は優れた能力・資質を有していること。
- ⑥実施地域内外の支援機関等との良好な連携関係を構築するにあたり、優れた経験・ネットワーク又は優れた能力・資質を有していること。
- ⑦幅広い分野において優れた知見・支援ノウハウを有していること又は知見・支援ノウハウを構築し得る能力・資質を有していること。
- ⑧実施地域内外の支援機関の特徴、幅広い専門家、国や自治体の施策に関する優れた知見を有していること又はそうした知識・知見を得る能力・資質を有していること。

3. 採用者数

1名

ただし、今回の公募及び審査において、適当と思われる採用候補者がいない場合は採用を行わず、再度応募者を募集し、審査の上、採用候補者を決定します。

V. 応募要領

1. 募集期間等スケジュール

- | | |
|--------------|---|
| ①募集開始 | 平成30年 3月 12日 (月) |
| ②募集締切 | 平成30年 3月 20日 (火) (16時必着) |
| ③二次審査 (面接審査) | 平成30年 3月下旬
※詳細は、一次審査 (書面審査) を通過した方へのみご案内します。 |
| ④審査結果の連絡 | 平成30年3月下旬 |
| ⑤事業開始予定 | 平成30年4月1日 (日) |

2. 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに大分県商工会連合会 (「VII. 問い合わ

せ先」参照)へ郵送又は持参してください。また、宛先面に「平成30年度プッシュ型事業承継支援強化事業 承継コーディネーター募集に係る応募申請 書在中」と朱書きで記入してください。提出書類は、日本語で作成してください。提出された書類に不備がある場合は、受理いたしません。

(提出書類と提出部数)

- ①履歴書・・・1部
- ②暴力団排除に関する誓約書・・・1部

3. 審査結果の通知

採択、不採択の結果については、書面で通知します。採択、不採択についての問い合わせについては、回答しかねるためご了承ください。

Ⅵ. その他

- (1) 提出された応募申請書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮します。なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となります。
- (2) 採択の正否を問わず、応募申請書の作成費用は支給しません。

Ⅶ. 問い合わせ先

〒870-0026 大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館5階

大分県商工会連合会 経営支援課

担当 角谷、堤

TEL : 097-534-9507

FAX : 097-537-0613